

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について（報告第4号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を現行の52万円から53万5,000円に引き上げる。

3 施行日

令和5年4月1日